

1 審査付託事件

- 認定第1号 令和3年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 令和3年度土幌町後期高齢者事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 令和3年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 令和3年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 令和3年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席委員（8名）

河口 和吉 大西 米明 伊藤 健蔵 清水 秀雄 曾我 弘美
中村 貢 大野 明 矢坂 賢哉

3 欠席委員（3名）

加藤 宏一 牧野 圭司 森本 真隆

4 説明のため出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務企画課長 西野 孝典
会計管理者 三野宮智恵子 町民課長 吉川 和美
産業振興課 藤内 和三 保健福祉課長 藤村 延
建設課長 田中 敏博 建設課施設担当課長 上山 英樹
特老施設長 齋藤 英雄 病院事務長 増田 達也
ほか関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 川口 久 教育課長 小野寺 務

7 農業委員会委員長の委任を受けて出席した者

8 職務のため出席した者

事務局長 佐藤 慶岩 総務係長 猪狩 賢明

9 会 議 の 経 過

説 明

中 村
委 員 長

昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開します。
本日も気温が上がってきていますので、上着を脱ぐことを許します。
なお、牧野委員、加藤委員及び森本委員より欠席届が提出されていますので、ご報告します。
令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

藤村保健
福祉課長

説明を求めます。保健福祉課長。
保健福祉課長、藤村から国民健康保険事業特別会計についてご説明いたしますので、177ページをお開き願います。1項、総括ですが、国民健康保険は、国民皆保険を支える重要な基盤を担っており、平成30年度から制度が見直され、財政運営の責任主体が北海道となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などを担い、市町村は資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業などを担っております。歳出の状況ですが、保険給付費が5億6,094万1,000円となり、前年度対比101万1,000円増加しました。北海道へ納める国民健康保険事業費納付金は3億8,515万7,000円となり、歳出総額は前年度対比763万5,000円減の9億9,675万4,000円となりました。次に、歳入の状況ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で国保税現年度分収納額が3億2,375万8,000円となり、前年度より661万7,000円減、歳入総額では前年度対比332万9,000円減の10億305万6,000円となり、基金の繰入れを行い、令和4年5月末現在では1億4,362万324円となりました。
2、一般状況ですが、年間平均世帯数、一般で925世帯で、被保険者総数は2,077人となっております。高額療養費の自己負担限度額の70歳未満の人の月額、178ページ、70歳以上の人の月額及び3、保険税賦課徴収状況の1、保険税率及び賦課割合の(1)から179ページ、(3)、介護納付金分までは、制度の内容を表したものでございますので、ご参照願います。
中段の2、保険税収納額は、一般被保険者分の現年度分と滞納繰越分を合わせた収納額は3億2,375万8,295円で、収納率は前年度対比0.33ポイント減の95.08%となりました。
4、保険給付状況につきましては、1、療養給付等の内訳は(1)、一般被保険者分、180ページに移りまして2、医療給付費の状況、(1)、一般被保険者分の費用額は、いずれも6億8,460万4,297円となりました。(2)、審査支払手数料は、記載のとおりです。3、高額療養費の状況、(1)、一般被保険者分として前年度対比270万3,187円減の合計5,820万8,491円でした。4、その他保険給付では、出産育児一時金は11件の462万円、葬祭費は9件、27万円の給付となりました。

質 疑

中 村
委 員 長
清水委員

中 村
委 員 長
高木町長

中 村
委 員 長
清水委員

181ページに移りまして、5項、共同事業拠出金は記載のとおりです。

6項、保健事業は、1、特定健康診査等事業費は647万6,358円となっております。2、医療費通知、3、ジェネリック医薬品利用差額通知は、記載のとおり通知しております。4、高齢者インフルエンザ予防接種委託料、5、高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料、6、歯周疾患病健診委託料、7、ヘルスアップ事業は、記載のとおりとなりました。

7項、直営診療施設繰入金は、国保病院の救急受入れ態勢維持経費として954万3,000円を繰り出しました。

8項、その他として、1、繰入金の状況ですが、(1)、一般会計繰入金は前年度対比294万2,555円増の6,181万786円で、(2)、国民健康保険準備基金繰入金は1,169万4,000円でした。2、国民健康保険準備基金積立金の状況ですが、基金残高は1億4,362万324円です。

以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。6番、清水委員。

これは町長にお伺いしますが、毎年私は申し上げているが、国保税というのは税金の中では一番高く感じる税金で、低所得者にとってもこれは負担が大きい。中でも子供に係る税金、これは人頭税とも言われるぐらい、子供の人数によって税金が多くなるということで、自治体によっては廃止しているところがあります。町長は、これを廃止する考えはありますか。

町長、答弁願います。

国保税の課税については、従来は本町は4方式を取っていて、平成30年に北海道との共同運営になった際に4方式を3方式に改めて、均等割、平等割、所得割という形で、これについては法律の中でもその3つの料、率を設定するということになっておりますし、また低所得者に対しては7割軽減、7、5、3の軽減等もございますので、その中で軽減措置というのは取られていると認識をしておりますので、今のところこの方式を変更するという考えはしておりません。

6番、清水委員。

繰り返しになりますが、今町長おっしゃったとおりです。低所得者に対してもそれなりの軽減措置はありますから。しかし、それでもなおかつ重たいということで、子供に対しての、これは生活保護世帯はそれなりの措置があるのですが、生活保護世帯程度の生活水準であっても生活保護はもらいたくないという方もいらっしゃいます。そういう人たちも含めて、私が先ほど申し上げたように人頭税と言われるよ

うな子供に対しての賦課を取りやめるということは再度検討する必要があると思うのです。繰り返しになりますが、旭川だと思いましたが、取りやめております。そのほかの自治体もまだありますが、そういう方向でぜひ検討していただきたいと思います。

中 村
委員 長
高木町長

町長。

国保税につきましては、今後全道の中で、今市町村ごとの料、率というのを設定できることになっておりますが、将来に向けてはこれを全部統一をしていくという考え方の方針で今やっているところでございますので、全道の中での動きということもありますので、その辺も勘案しながら、またそういった軽減をしている自治体のことも調査をさせていただきながら考えていきたいと思っております。

中 村
委員 長
大西委員

3番、大西委員。

ちょっと勉強不足で分からないから、教えてほしいのですが、181ページ、6の保健事業の3のジェネリック医薬品利用差額通知、書いてあるとおりですという説明だったのです。これどういう意味なのか、ちょっと教えてください。

藤村保健
福祉課長

担当主査から説明させていただきます。

中 村
委員 長
藤 内
担当主査

担当主査。

ジェネリック医薬品の通知につきましては、ジェネリック医薬品と本来の医薬品、ジェネリック医薬品でないもの、すみません、ちょっと名前失念してしまったのですが、そのお薬をジェネリック医薬品に替えたときにどれだけの差額が出るかということを経算して、被保険者の方に通知しております。

以上です。

中 村
委員 長
大西委員

3番、大西委員。

私もたくさん薬もらって飲んでいますが、大方ジェネリックで、ジェネリックでないのは1つか2つしかないのかな、毎日十何錠飲んでいるが。通知なんか来たこともないし、みんなジェネリックに替わって、初めから病院でジェネリックでいいかいと、いいですよと言ったら、ジェネリックで来るのだが、普通の医薬品とジェネリックで半分以上違う、安いのですが、だからといってこれだけ違うのですよと通知を出すということですか。来た覚えはないのだが、どこで来ているのかな、それ。これ見ると、令和4年は67人にしか行っていないな、差額通知は。多分67人ぐらいでないと思うのだ、町立病院で。町民の全員だから、別に土幌町でなくてもいいわけですから。そういうこと

	なのかな、これは。
中 村 委 員 長	保健福祉課長。
藤村保健 福祉課長	担当主査から説明させていただきます。
中 村 委 員 長	担当主査。
藤 内 担当主査	すみません、説明不足でした。基準がありまして、6種類以上薬を飲んでいる方でジェネリック医薬品があるものとか、ほかにもちょっとあったと思うのですが、1、2種類しかジェネリックに替えられるものがない方には発送になっていないので……
	(「聞こえない、マスクしているから」と言う者あり)
藤 内 担当主査	すみません。薬の種類、個数とかも6種類以上であったりとか、そういう基準がありまして、1種類でもある方とかと、そういうことではないので、これだけ少ない数になっているのかなと思っています。
中 村 委 員 長	3番、大西委員。
大西委員	ということは、6種類以上の薬を飲んでいる人で、ジェネリックに替えたらかうですよという通知なのか。私は10錠ぐらい飲んでいるから、その対象になっているのだが、初めからずっとジェネリックだよ。ジェネリック以外は何錠もないけれども、通知はもらったことがない。いつくれたのかな。始めに飲んだときのかな。飲んだときだとしたら、もう10年も昔の話だから、その頃はそんな制度なかったのか知らないが、よく分からない。
中 村 委 員 長	保健福祉課長。
藤村保健 福祉課長	保健福祉課長、藤村から説明させていただきます。 6種類以上、ジェネリック医薬品を使った場合にはこれだけ安くなるよという通知でございますので、既にジェネリックを使っている方には通知していない事業となっております。
中 村 委 員 長	3番、大西委員。
大西委員	3回目だから、きちんと聞きます。ということは、ジェネリックにすると医薬品料が安くなるので、医療費を下げるために、6種類以上飲んでいる人にはジェネリックを飲めばこれだけ安くなるよというお知らせなのか、飲んだらこれだけ安くなったよというのか。それはいつからそういう制度になったのか、全国的な制度なのか。何で6錠なのか。1錠だってジェネリックにすればそれだけ医療費下がるわけでしょう。そのために町でも一生懸命ジェネリックどうですかと言ってのだから、6錠と設定する意味が分からない。1錠でも2錠でも

		ジェネリックにしたら安くなるのだから、どうして6錠なのか。
	中 村 委 員 長	保健福祉課長。
	藤村保健 福祉課長	保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。 手元に資料がございませんので、後ほど詳細調べて報告させていただきたいと思います。
	中 村 委 員 長	ほかありませんか。 (な し)
	中 村 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	中 村 委 員 長	討論なしと認め、これから採決します。 本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	中 村 委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本決算は認定すべきものと決定しました。 令和3年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。
説 明		説明を求めます。保健福祉課長。
	藤村保健 福祉課長	保健福祉課長、藤村から後期高齢者医療事業特別会計についてご説明いたしますので、182ページをお開き願います。1、総括ですが、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく75歳以上と65歳以上で障がい認定を受けた方を対象とした制度であり、全市が加入する広域連合が保険者となり、給付を行い、町は保険料の徴収、収納業務及び各種申請等の窓口業務を行いました。歳入の状況は、過年度分の保険料を含め7,428万2,000円で、現年度分の収納率は99.17%となりました。一般会計からの繰入金は3,071万4,000円で、このうち保険基盤安定繰入金2,239万3,000円は徴収した保険料と合わせて広域連合へ負担金として納付しました。 2、保険料収納状況、(1)、普通徴収分の収納額は3,164万4,980円で、(2)、特別徴収分は4,263万6,000円となりました。 以上で説明を終わります。
質 疑	中 村 委 員 長	説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	中 村 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	中 村	討論なしと認め、これから採決します。

説明

委員長	本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
中村委員長	なしと認めます。 よって、本決算は認定すべきものと決定をしました。 令和3年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。
藤村保健福祉課長	<p>説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、藤村から介護保険事業特別会計についてご説明いたしますので、183ページをお開き願います。1、総括ですが、第8期介護保険事業計画の初年度で、介護保険サービス支出割合は在宅サービス35.4%、施設サービス64.6%の割合となり、在宅サービスの対前年度比は1.7ポイントの増加となりました。歳出の状況では、保険給付費が5億9,195万7,000円となり、前年度対比5,457万4,000円減少、介護保険事業計画との比較では85.9%の執行状況であり、地域支援事業費は3,282万6,000円で、計画との比較では119.2%の執行状況となりました。次に、歳入の状況でございますが、第1号被保険者の保険料は7期と同額に据え置き、基準額を6,100円として12段階で賦課を行い、全体では過年度分を含めて1億4,330万2,000円を徴収、収納率は99.6%となりました。高齢化率は上昇しているものの、要介護認定者数、認定率ともほぼ横ばいとなっております</p> <p>2、一般状況でございますが、1、被保険者数で第1号被保険者は前年度対比13人増の1,980人。2、利用者負担割合から185ページにかけて5、高額介護サービス費までは、制度の内容となっておりますので、ご参照願います。6、要介護認定者数は、前年度末総数で353人、7、居宅介護サービス受給者数は132人、8、地域密着型サービス受給者数は27、186ページに移りまして9、施設介護サービス受給者総数は112人でした。</p> <p>187ページに移りまして3、保険給付決定状況、188ページに移りまして(2)、介護度別費用額は、記載のとおりです。189ページに移りまして、(3)、保険給付支払い状況の合計額は前年度対比4,497万3,456円減の5億4,113万1,177円となりました。190ページの(4)、特定入所者介護サービス費から192ページにかけての(7)、審査支払手数料までは、それぞれ記載のとおりの実績となりました。</p> <p>4、地域支援事業は、地域包括支援センターにおいて主任ケアマネと社会福祉士各1人、保健師2人を配置し、事業を実施しました。1、地域支援事業の(1)、介護予防・生活支援サービス事業、(2)、審査支払手数料、(3)、介護予防ケアマネジメント計画表作成までの実績は、それぞれ記載のとおりです。(4)、一般介護予防事業では、①、まる元運動教室をNPO法人ソーシャルビジネス推進センターに委託しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による緊急事態</p>

宣言中は一時中止、参加延べ人数は前年度対比283人減の730人でした。
②、いきいき運動教室は、株式会社オカモトに委託し、前期、後期と2回に分けて行い、全40回の教室を開催し、参加延べ人数は前年度対比100人増の219人でした。193ページに移りまして、③、ふまねっと運動教室は3回、④、ふれあいサロン、老人クラブでの健康講座は7回、延べ参加人数は前年度対比63人増の86人でした。2、包括的支援事業は、(1)、総合相談支援業務の実績は記載のとおりで、①、相談業務は前年度対比109件増の301件、逆に②、家庭訪問は家族からの辞退で前年度対比137人減の278人でした。(2)、権利擁護業務から194ページに移りまして(4)、在宅医療・介護連携推進事業、(5)、生活支援体制整備事業、(6)、認知症総合支援事業、(7)、お元気度測定会の実績は、それぞれ記載のとおりでした。(8)、地域ケア会議は、高齢者の生活支援や家庭での困り事の相談に係る関係者の会議やコロナ禍での高齢者のサービス体制の再構築の協議などのため、5回開催しました。195ページに移りまして、3、地域支援事業、任意事業は、表の記載のとおり事業を実施、4、その他の事業としては徘徊高齢者等SOSネットワーク事業は、19人の高齢者、見守り等の協力機関は24団体が登録しており、搜索活動等は今年度はありませんでした。

5、保険料の状況については、1、所得段階別第1号被保険者数は、12段階で賦課し、所得段階ごとの保険料月額記載のとおりで、2,066人となりました。196ページに移りまして、2、保険料収納状況の収納額累計は1億4,330万2,190円で、収納率は99.6%となりました。

以上で説明を終わります。

質疑

中 村
委 員 長
大野委員

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。11番、大野委員。

193ページ、地域支援事業で総合相談支援業務のほうで窓口相談のほうは前年度からそれほど減っていないのですが、家庭訪問のほうがかなりの数が減っているということで、差し支えがなければ、何か特別な原因が分かっているのであれば教えていただきと思います。

中 村
委 員 長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。

減った理由は、コロナ禍であって、家族の方も高齢者のお宅に訪問しないでくださいと、離れた家族からもいろいろ電話で家庭訪問させていただいて健康確認だとかさせてくださいという話ですとか、介護認定の更新ですとか、そういうようなことの申出をしているのですが、そのこと自体も辞退されているケースが令和3年度は多かったことがこの原因でございます。

以上です。

中 村 委 員 長 伊藤委員	5番、伊藤委員。 187ページ、通所サービスですが、通所リハビリステーションの通所ですが、これは恐らくほとんど他町でやっているのかなと思うのですが、我が町でやっているのか。また、やらない原因というよりも、やる計画が今後あるのかどうか、そこら辺含めて、利用者にしてみれば自分の町で自分の施設で受けたいという気持ちも随分聞いていますので、そこら辺の対応について、もし検討なりされているのであればお聞きしたいと思います。
中 村 委 員 長 藤村保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。 伊藤委員のおっしゃるとおり、町外のサービスでございます。ただ、町内にあったら使い勝手がいいのというような意見は、私たちの相談業務や関わっている職員に家族等も含めて希望はあります。今後町長の目指す地域包括ケアシステムの構築を現在再構築を検討していきますので、その中でできるもの、できないものを町民のニーズを捉えて検討してまいりたいと思います。
中 村 委 員 長 大西委員	3番、大西委員。 総括の中で介護保険計画との比較で執行率が85.9%の執行状況であるが、計画当初から85.9%だったのか。
中 村 委 員 長 藤村保健 福祉課長	保健福祉課長、答弁願います。 そのとおりでございます。
中 村 委 員 長 大西委員	3番、大西委員。 86%であれば相当保険料、今回は据え置いたのだが、上げなくても、まだ下げてもいいぐらいの執行率が。計画がまずかったのではないのか、初めの。今まで大体98%前後で推移して、3年間の間に100%を超えるときもあるが、トータルすると99.何%で大体保険料もそこで計算されて出たのだが、85.9ならもうちょっと下げてもよかったのではないか。計画ミスでないか。
中 村 委 員 長 藤村保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。 まず、この要因でございますが、前期のときに介護老人保健施設というのが上土幌町にできまして、この利用が著しくずっと伸びていたことがありまして、それに伴う給付を見込んで保険料を設定してござ

います。ところが、去年はこの介護老人保健施設のほうが10人ぐらい利用が減りまして、ここが給付の大きな差異になったのかなと実績ではなっております。保険料の設定は、最終的に給付が確定するのは翌年度の6月が確定数字になりまして、介護保険計画の策定と介護保険料を設定するための見込額をおよそ出すのは前の年度の10月から12月ぐらいで給付額を見込んで設定するわけですが、そのときには極端な落ちはなかったと認識しております。ということで、当初令和3年の3月の第1回の定例会で保険料の据置きを可決決定いただいたわけですが、その後コロナのこともあるのかもしれませんが、急激にそこの部分が落ちていきますので、今後十分精査しまして、次期保険料の算定の際にはより注視して設定していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

中 村
委 員 長
高木町長

町長、答弁願います。

補足ではないのですが、8期の計画をつくっていたのは7期の3か年目ということになります。7期の1年目、2年目の実績を基に、どうしても介護給付というのは増えていく傾向にあると、その傾向を見ながら8期の計画をつくっていったということから、今保健福祉課長から回答がありましたように、老健のほうの利用が10人ほど減っているということの中で、この計画の実績としては85%という低い数字になっているのかなと思っておりますが、計画としてはそれまでの前期の実績を踏まえてつくっているものでございますので、ご理解をいただければと思っております。

中 村
委 員 長
大西委員

3番、大西委員。

今言う老健施設が10名ほど減ったということで、15%ぐらい減ったのだという説明ですが、だとしたら老健施設に入った人が施設から出た。そしたら、その人たちは在宅で健康に、介護サービスを一つも受けないでいるということですか。そんなことあり得ないでしょう。施設に入るといって、それなりの介護度は持って、在宅に戻ってきてもやっぱり在宅で介護サービス受けたりなんかするとそんなに差はないのではないのか。

中 村
委 員 長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、藤村からご説明させていただきます。

大西委員のおっしゃるとおり、介護老人施設のほうはあくまでも医療を施す部分と介護を施す部分のサービスでございますので、長くいるというような施設では本来ございません。その後特養に移ったり、そのまま亡くなる方がいたりですとかというようなことが起きて、在宅に戻るといってケースも私も記録上は何件か見たことはあります。

が、老健施設にいて、在宅に戻るといふは少ないのかなと思っております。ということで、介護認定や介護サービスの利用者が増えていないということは、そのままお亡くなりになった方が多いと推測しております。

以上です。

中 村
委 員 長
大西委員

3番、大西委員。

何か説明がちぐはぐで、施設に入っていた人が10人やめてしまったからと言うが、今の説明では医療もあるし、介護もあるから、長く入っている人はいないのだという話なら、初めから10人の人は退所する可能性が多分にある人だし、計画で15%も減る必要も今の説明ではないということですよ。それから、亡くなったのでないかという話、そんなに簡単に10名も、全部ではないとしても亡くなるのか。何かその場しのぎの説明に聞こえてしまう。でないと、この85%という数字を出されて、町長が7期の後半で計画するよと言うから、それも分かるが、この次の3年たったときの計画どうやって立てるのという、話になる。もうちょっときちっと説明してもらわないと、私たちが次の保険料の審査に参考にならなかつたら困るでしょう。だから、ちぐはぐな説明はやめてほしい。ちゃんと説明なら説明、亡くなってしまったのでないかと、何だそれという話になってしまうから、きちっと説明してほしいし、今回はこれでやめますが、勉強してください。

中 村
委 員 長
大西委員

3番、大西委員。

未収金なのですが、特別徴収のほうは大体100%近い、普通徴収のほうがだんだん増えてきているのですが、この要因は何ですか。昔は逆だったのだが、この保険始まった当初は。

中 村
委 員 長
吉 川
町民課長

町民課長。

町民課長、吉川より説明させていただきます。

昨年に比べても大幅に金額、普通徴収の分増額しております。ほかの税との兼ね合いもありますので、徴収のほうを力入れていきたいと思いますが、特別徴収から普通徴収に切り替わる方、所得が大幅に変わった方などについて未収額が出ている場合もありますので、その辺納税者と相談しながら徴収していきたいと思っております。

以上です。

中 村
委 員 長
大西委員

3番、大西委員。

普通徴収の人、年金が1万5,000円の年間18万円の人でしょう、その人らにいっぱい払え、払え、払ってくれと言っても、特別徴収の人は年金で引いてしまうからいいが、引けない月1万5,000円の年金の

人だから、保険料。生活保護の人もいるのでしょ、生活保護の人も保険料は入っているから、一回もらったのを払わなければならぬが、それを払わぬ人もいるのでしょ、多分。生活保護家庭でも……

(「いや」と言う者あり)

大西委員 いないのだ。それはいいわ。そしたら、1万5,000円の年金の人が払えないのだ。清水議員が言わぬとならぬ話だが、私が言ってもあれなのだが、難しいよね、保険料高くなって、収入がない人って。何か分かるの。

中 村 町民課長。

委員長 町民課長、吉川より回答させていただきます。

吉 川 町民課長、この未収者の中には、年金生活以外に、給料があったりだとかという方もいらっしゃると思いますので、ほかの税の兼ね合いもありますので、介護保険料だけではないということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

中 村 ありませんか。

委員長 (な し)

中 村 質問がなければ、質疑を終わり、討論を行います。

委員長 (な し)

中 村 討論なしと認め、これから採決します。

委員長 本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村 異議なしと認めます。

委員長 よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 1時58分 再開

中 村 暫時休憩を解き会議を再開します。

委員長 保健福祉課長。

藤村保健 国保会計の認定審査のときの宿題でございますが、ジェネリックの福祉課長 関係でございます。選定条件は、今の出ている薬をジェネリックに置き換えられること、20歳、14日以上投薬があった人で、1薬剤1円以上、1被保険者100円以上などの、もともと抽出というか、データがあって、それを機械にかけて、保険を使っている人たちを引っ張り出してというか、データをつくり出して、その人たちに周知しているということでございます。

説明

中 村
委 員 長

それと、いつからというご質問でございましたが、平成26年10月に始まっているということでございます。

以上です。

令和3年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

齋藤特養
施 設 長

介護サービス事業特別会計につきまして特別養護老人ホーム施設長、齋藤よりご説明申し上げます。

197ページを御覧願います。1項、総括につきまして、特別養護老人ホームは地域やご家族との連携を基に、入所者の皆様に快適にお過ごしいただくことを目的として介護サービス事業を提供しております。入所の実績は、延べ人数で長期入所では前年度比410人減の3万7,669人、短期入所では前年度比127人減の1,392人となりました。収入につきましては、長期入所分では252万4,000円増の3億9,728万5,000円、短期入所分では159万3,000円減の1,490万8,000円、一般会計からの繰入金1億7,522万3,000円など、収入総額は5億9,875万8,000円となりました。支出では8,731万8,000円増の総額5億5,044万4,000円となり、収入から支出を引いた831万4,000円を翌年度に繰り越すこととなりました。支出が大幅に増加し、一般会計からの繰入金が増加となった理由は、施設整備改修工事のためであります。長期入所者の長期間の入院や長引くコロナの影響下もありまして、今後もホームを取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されますが、保健、医療、福祉との連携を深め、適切な介護サービスを提供していきたいと考えております。

2項、収支状況であります。1、収入では表の下から3段目、長期入所分と短期入所分を合わせたサービス費などの収入合計は前年度比93万2,000円増の4億1,219万4,000円となりました。その他の収入を加えた収入の合計額は、前年度比8,524万9,000円増の5億9,875万8,000円となったところであります。198ページをお開き願います。支出では、給料から報酬までを含めた人件費は前年度から799万7,000円増の3億6,678万6,000円となりました。増加となった理由は、看護職員の増員などによるものであります。需用費については、前年度から369万5,000円増の8,226万6,000円で、内訳は記載のとおりでございます。支出の合計は、前年度比8,731万8,000円増の総額9億9,044万4,000円となりました。3の長期入所利用につきまして、1、利用状況は定員107人のところ103.2人の実績でありました。199ページに移りまして、4番、出身地の状況は、土幌町出身者が72名、約70%となっております。5、介護度別入所者数から8、待機状況については、記載のとおりであります。

200ページをお開き願います。4項、短期入所利用であります。

		<p>在宅介護が一時的に難しくなった場合など、短期的に施設入所を利用していただくサービスであります。1の表は要介護認定者の利用実績で、1日の平均利用者数は定員10人に対して3.8人となったところであります。2の表は要支援認定者の利用実績でございますが、利用の実績はありませんでした。</p> <p>5項、一般状況につきましては、コロナウイルス感染症予防のため、行事は施設内だけでの実施、ボランティア、訪問の受入れを実施することはできませんでした。</p> <p>201ページに移りまして、4番、施設、設備の状況では、設備改修工事（空調）のほか、記載のとおり工事や備品の購入を行ったところであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	中 村 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ な し ）</p>
	中 村 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">（ な し ）</p>
	中 村 委 員 長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異 議 な し ）</p>
	中 村 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定しました。</p> <p>令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。</p>
説 明	上 山 建 設 課 施 設 担 当	<p>説明を求めます。施設担当課長。</p> <p>建設課施設担当課長、上山からご説明いたします。</p> <p>202ページをお開き願います。1項、総括、本町の水道は土幌簡水、新田簡水、朝陽簡水の3つの簡易事業で町内全域を給水しており、住民生活や社会活動に直結したライフラインとして重要な役割を果たしております。経営の状況につきましては、歳入総額2億7,144万7,000円、歳出総額2億3,842万円で、差引き3,302万7,000円を翌年度に繰り越すこととなりました。歳入の内訳としましては、料金収入2億571万4,000円、一般会計繰入金2,949万3,000円、起債900万円、その他収入2,724万円となり、料金収入については75万6,000円の増額となりました。歳出の内訳としまして、水道経営費1億1,944万8,000円、水道事業費7,476万7,000円、公債費4,420万5,000円となり、水道経営費につきましては2,189万4,000円の増額となりました。水道事業費は6,239万円の減額となりました。使用料の徴収状況は、督促、催告書及び給水停止の実施などで徴収の強化を図り、収入未済額は過年度分が</p>

		<p>211件、677万4,118円、現年度分につきましては4件で3万4,936円となりました。今後も施設管理に万全を期して安全で安定した給水を図るとともに、一般会計からの繰入金に依存しない効率的な経営に努めなければならないところでございます。</p> <p>次に、2項、水道経営費ですが、良質で豊富な水道水を供給するため、維持管理業務を実施いたしました。主な業務の合計は5,669万7,000円となり、詳細はここに記載の表のとおりとなっております。</p> <p>3項、水道事業費ですが、本年度の主な事業は単独水道事業、負担金事業に分かれ、総額として7,476万7,000円となっております。詳細につきましては、ここに記載の表のとおりとなっております。</p> <p>4項、公債費、本年度事業債発行額は900万円、本年度償還金額3,572万4,000円で、本年度末未償還残高が11億2,219万7,000円となっております。</p> <p>次に、203ページに移りまして、5項、使用水量、普及率及び6項、使用料の徴収状況については、ここに記載の表のとおりとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	中 村 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>討論なしと認め、これから採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中 村 委 員 長	<p>異議なしと認め、よって本決算は認定すべきものと決定しました。</p> <p>令和3年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。</p>
説 明	上 山 建 設 課 施 設 担 当	<p>説明を求めます。施設担当課長。</p> <p>建設課施設担当課長、上山からご説明いたします。</p> <p>引き続き、204ページをお開き願います。1項、総括、本町の下水道は、土幌市街を特定環境保全公共下水道事業で、中土幌市街を集落排水事業として整備され、地域住民の保健衛生面において重要な役割を果たしてございます。本年度においては、社会資本整備総合交付金事業により整備を進めてきた土幌終末処理場の全面改築工事が完成し、新処理場による汚水処理を令和3年4月1日より供用開始する運びとなりました。令和3年度の水洗化普及状況については、土幌市街で99.7%、中土幌市街で97.6%となり、近年ほぼ変わらない状況でございますが、処理区域内の人口は減少傾向にございます。経営面にお</p>

いては、処理場完成に伴い歳入歳出額が大幅減となり、歳入総額1億8,078万1,000円、歳出総額1億7,083万4,000円で、差引き994万7,000円を翌年度に繰り越すこととなりました。歳入内訳としまして、料金収入6,264万6,000円、一般会計からの繰入金2,670万9,000円、国庫支出金1,320万5,000円、起債3,500万円、その他収入4,322万1,000円となり、一般会計繰入金は1,052万9,000円の増となりました。歳出内訳は、一般管理費1,555万6,000円、土幌、中土幌両施設の管理費5,193万2,000円、下水道事業費8,753万8,000円、公債費1,580万8,000円となりました。また、今年度の使用料の徴収状況は、督促や催告書の送付及び簡易水道事業と連帯した徴収強化を実施し、収入未済額は過年度分が106件で246万2,160円、現年度分が3件、2万7,654円となりましたが、今後も一般会計からの繰入金に依存している中で効率的な維持管理を行い、経費節減に努めなければなりません。

次に、2項、下水道経営費、土幌、中土幌の処理施設及び管渠施設の維持管理を行うとともに、公営企業会計適用に関わる資産評価業務を実施いたしました。これに伴う委託及び修繕費についての内訳については、ここに記載のとおりとなっております。

次に、3項、下水道事業費ですが、本年度の下水道事業費は、土幌終末処理場の外構整備や旧処理施設の機器の撤去を主とする工事及び管路施設の調査委託業務を実施いたしました。これに伴う主な工事費及び委託費の詳細については、ここに記載のとおりとなっております。

続きまして、205ページをお開き願います。4項公債費については、本年度事業債発行額は3,500万円、償還金額は1,319万9,000円で、本年度末未償還残高が7億9,948万1,000円となっております。

5項の普及状況及び6項の使用料徴収状況については、ここに記載の表のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

質疑

中 村
委 員 長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(な し)

中 村
委 員 長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

中 村
委 員 長

討論なしと認め、これから採決します。

本決算は、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村
委 員 長

異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定を議題とします。

説明

増田病院
事務長

説明を求めます。国保病院事務長。

国保病院事務長、増田よりご説明いたします。

行政報告の206ページをお開き願います。1の事業概要、(1)、総括事項でございますが、患者利用状況につきまして1日当たりでは入院が36.9人で前年度比0.5人の増、外来は66.3人で前年度比2.5人の減、訪問看護事業は延べ182人で前年度比46人減となりました。

次に、収益勘定の医業収益では、入院で2億3,951万9,000円、前年度比1,580万4,000円増、外来では1億2,559万8,000円、前年度比1,252万8,000円減、訪問看護事業では92万2,000円、前年度比で12万9,000円減となったところでございます。これに各種検診事業などのその他医業収入を加えますと、令和3年度の医業収入は4億4,103万5,000円、医業外収益は3億8,862万2,000円、病院事業収益合計で8億2,965万7,000円、前年度比で118万6,000円の減となりました。医業費用では、給与費が5億5,741万円、前年度比で1,648万7,000円の増となりまして、こちらは主に出張医の増によるものと、一時的ではありますが、常勤医が増となったことによるものでございます。材料費は前年度比580万2,000円の増、経費につきましては826万4,000円の増となりまして、医業費用合計では8億4,205万1,000円、前年度比で3,295万7,000円の増となったところでございます。医業外費用を加えました病院事業費用合計では8億7,438万2,000円で、そのうち一般会計からの負担金3億5,000万円を繰り入れ、収支差引きでは4,472万5,000円の赤字となり、未処理欠損金は累計で9億7,949万6,000円となったところでございます。資本勘定につきましては、一般会計からの出資金6,330万7,000円、国保会計繰入金は557万8,000円、企業債で3,090万円を借入れし、収入全体では9,978万5,000円。支出では、器械備品等の有形固定資産購入ですとか病院改修費、企業債の償還金の合計で1億1,480万6,000円となり、不足する額1,502万1,000円は過年度の損益勘定の留保資金を充当したところでございます。

医師の体制につきましては、4人の常勤医師体制でスタートし、新規採用もしたところではありますが、退職もあり、3月には2人の常勤体制となったため、午後を休診としたところでございます。このほか、整形外科、泌尿器、眼科は医師派遣により対応し、休日等につきましては札幌医科大学などからの出張医で対応したところでございます。こうした体制の下、経営は一般会計からの繰入れを除く実質赤字額3億9,472万5,000円、前年度比2,068万5,000円の減となったところでございます。

次に、207ページに移りまして、①の診療体制から④の建設改良事業につきましては記載のとおりでありまして、⑤の収支決算につきましても先ほどご説明したとおりでございます。208ページ、⑥の一般会計と国保会計からの負担金、補助金及び企業債借入金は記載のとおり

りでありまして、収益的収支に関わる一般会計からの負担金につきましては前年度比5,359万5,000円の減となったところでございます。

(2)の議会の議決事項、それから次のページに続いておりますが、(3)の職員に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

209ページに移りまして、中段の2、資産の取得及び処分でございますが、(1)の資産の取得、器械備品等の取得では施設改修2件、器械備品等の取得12件、合計で3,889万1,000円、210ページの(2)の資産の処分では記載の品目で合計5,977万9,538円となったところでございます。

3の業務の(1)、患者延べ人数では、前年度の比較では入院で161人増、外来につきましては669人の減となったところでございます。211ページに移りまして、(2)の集団検診等の状況から(4)の訪問看護の実績につきましては記載のとおりでございます。(5)の事業収益に関する事項、それから次の212ページの(6)、事業費用に関する事項につきましても先ほどのご説明のとおりでありまして、収支差引きで4,472万5,000円の赤字となったところでございます。

4、会計の企業債及び一時借入金の概要でございますが、(1)の企業債で令和3年度は待合所空調整備、それから回診用のエックス線装置など、医療機器整備に3億90万円の借入れを行いまして、令和3年度末の未償還残高は7億6,053万2,485円、前年度比で約4,501万円減となったところでございます。(2)の一時借入金につきましては、実績はございませんでした。

以上で説明を終わります。

質疑

中 村
委員 長
大西委員

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。3番、大西委員。

院長が来ていないから、言いやすい。事務長、ぜひ院長に伝えてほしいのですが、町民の皆さん言っているのは、院長のところに行くのと長いと、全員が言うのです。僕は中に入るといろいろ聞きたいから、中に入った人は長くても納得するのだが、待っている人はあれだけ長いとちょっと苦情が出ているので、その辺を何とかしてほしいということですが、その辺はどうですか。

中 村
委員 長
増田病院
事務 長

国保病院事務長。

国保病院事務長、増田よりご説明をいたします。

私のところにもちょっと長いというようなお話はいただいておりますが、先生はもとより、院内でもスムーズに回るようにちょっと細かい調整はしているところなのですが、いろいろ聞きたい部分と、患者さんも話したい部分がありますので、待ち時間すぐには解消は難しいかなというところではありますが、例えば今午前中は予約をしているの

ですが、午後の担当も月に役場だよりでも決めて載せてございますので、例えば予約を取っていない午後、竹下先生のとくに飛び込みで行ってもらおうというような場合スムーズに行くこともありますので、そういった部分もお勧めをしているところがございますので、もう少々お待ちいただければと思います。

中 村
委 員 長
大西委員

3番、大西委員。

それで、病院の多少の収入、少しでも収入上げることを考えていかないと駄目だと思っているのです。それで、コロナのときに薬を3か月までというような話で、3か月間薬もらうから、3か月行かないのですよ、病院に。という受診料が上がらないのですよ、3か月に1遍ですから。それが最高で2か月だったら2か月に1遍ずつ受診料取れるのですが、ですから今はもうコロナのことなしに3か月の薬を出すことはよしとしないで、少なくとも1か月、2か月でやめないと、患者はそれは長いほうが、薬だけもらっている人はいいのかもしれないが、3か月の間に体調が悪くなったときも、自分で分からないが、診療してもらって先生に診てもらって、悪いよということもあると思うのです。ただ薬さえもらえばいいのなら、1年分もらってあげればいいのですから。ですから、病院ですから、少なくとも患者さんの体を診る。うちの行政懇談会でも、聴診器も当てない医者があるよなんていう話もありますが、皆さん聴診器当てて患者の体を診てくれているのですから、それによって血液検査や何かやりながら体調を見てくれているのに、3か月に1遍だとその間に何かあったときに後手に回るのでないかなと思うので、薬をなるべく3か月はやめてほしいと思うのですが、その辺院内で調整してください。

中 村
委 員 長
増田病院
事 務 長

国保病院事務長。

増田よりご説明をさせていただきます。

3か月処方につきましても院内では話をしておりまして、少しずつ短くしているというような現状で、患者さんの症状に合わせて、患者さんは長期を望む方もいらっしゃいますので、そういう方以外は今短くしているというような状況で、院内でもそういう話をしているところがございます。ご理解をいただければと思います。

中 村
委 員 長
大西委員

3番、大西委員。

院内で話し合っているのは聞いていますが、医者、その先生が3か月出すのでしょうか、みんなでないのですから。一人の先生が診るの面倒くさいから、3か月でいやというような形で、こんなこと本人いたら言えないが、そんなのは皆さん言っています。ですから、その先生だって高い給料もらっているのですから、普通の人と違う給料もら

ってやっていて、それで自分のために医師やっているのならやめてもらったほうがいいですよ。本当は町民の体を守るための町立病院ですから、我々も4億円も5億円も赤字出しても今土幌の町立病院を認めているのは、土幌の町立病院があるから町民の健康を守ってもらっているという安心感があるから、議会でもそれほど、面白くない人はいるかもしれないが、4億5,000万円の赤字を認めているとは言わないが、議会通しているのです。そのためには、医師の人たちもそのぐらいのことを考えてやってくれないと、自分の生活だけのこと、自分の診療だけのことでなく、町民のためのことを考えてやってくれば我々も納得するのですが、その辺は、院長来ていないから、町長が一応設置者で、言わなければならないのですが、町長はどうですか。

中 村 町長、答弁願います。

委 員 長
高木町長

今の3か月処方のお話かと思うのですが、患者さんがもしそれを望んだとしても、医師の立場で1か月を基本として、月に1回は診に来ていただいて、各種検査もしながら体調を見て薬を出していくということが基本でありますので、それらについては経営会議の中で私のほうからも先生方にお話をして、理解をいただいて、その実施に向けて努力をしていきたいと考えております。

中 村 ありませんか。

委 員 長

(な し)

中 村 質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。

委 員 長

(な し)

中 村 討論なしと認め、これから採決します。

委 員 長

本決算は、認定すべきものと決定することご異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村 異議なしと認めます。

委 員 長

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

ここで管理職全員が着席するために暫時休憩とします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時33分 再開

中 村 休憩を解き委員会を再開します。

委 員 長

本会議から付託された認定第1号から第8号までの各会計決算審査を終了しました。

審査の結果は、付託を受けた8会計とも認定すべきものと決定をしました。

審査に当たっては、委員各位、町理事者並びに職員の協力に感謝を申し上げます。

決算審査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時33分)